

(案)

第4次地域管理経営計画書
第4次国有林野施業実施計画書

(球磨川森林計画区)

計画期間

自 平成25年4月 1日

至 平成30年3月31日

九州森林管理局

(案)

第4次地域管理経営計画書

(球磨川森林計画区)

計画期間

自 平成25年4月 1日

至 平成30年3月31日

九州森林管理局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度にすることを通じて、新規借入金に依存する体質から脱却するとともに、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政の健全化とともに国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

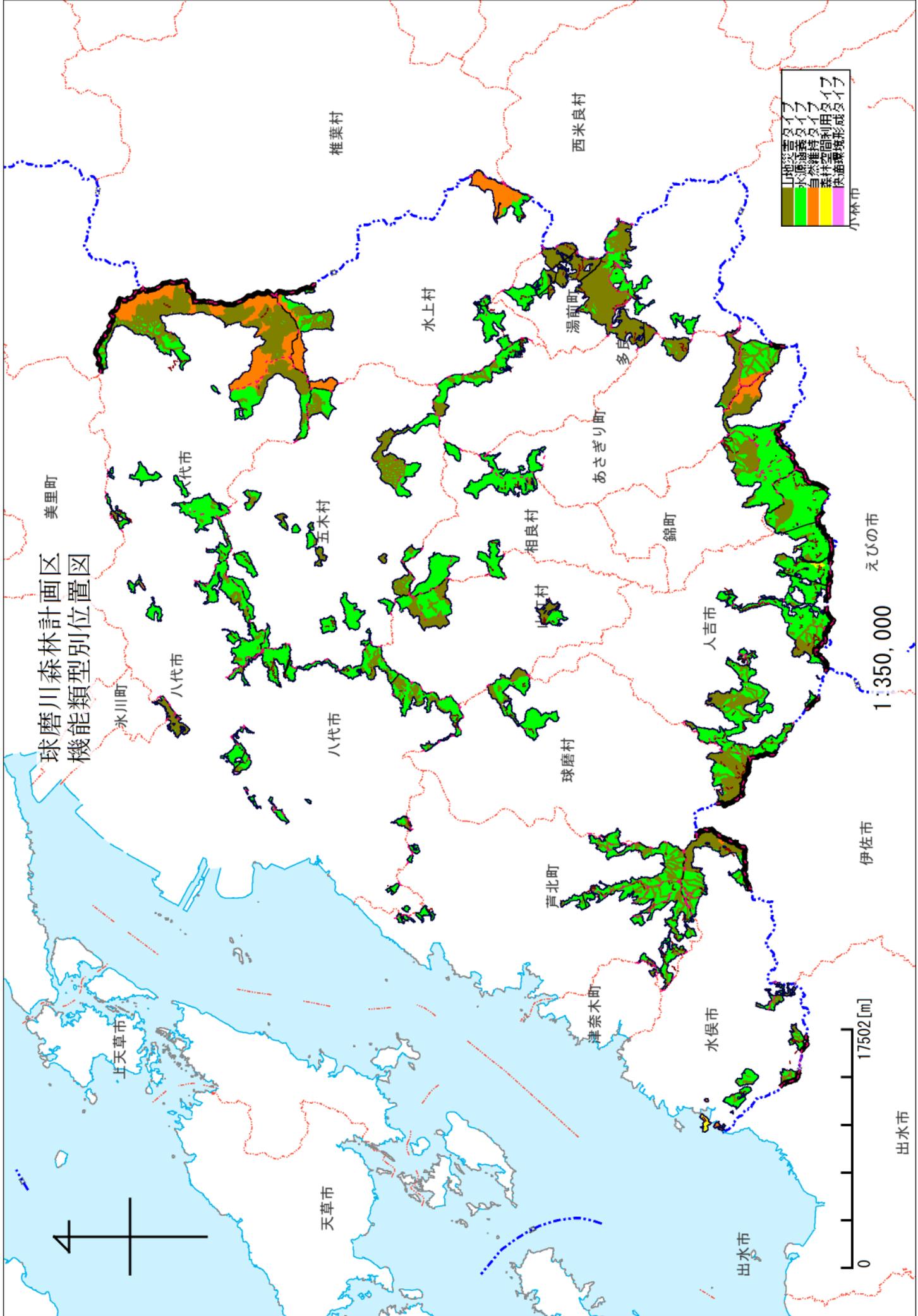
このような中で、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化している。また、特に地球温暖化防止、生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き財政の健全化と適切かつ効率的な管理経営に向けた取組を進めるとともに、これまでの成果の上に立って、森林の有する多面的機能の発揮を基本理念とする森林・林業基本法の下で、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」として、国民に具体的な成果を示す取組を着実に実行していくこととする。

このため、平成20年12月に、全国レベルにおける今後10年間の国有林野の管理経営に関する基本的な事項について、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第4条の規定に基づいて、農林水産大臣があらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本計画（計画期間：平成21年4月1日～平成31年3月31日）として定めたところである。

本計画は、同法第6条の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の球磨川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

今後、球磨川森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行うこととする。

球磨川森林計画区
機能類型別位置図



目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	5
③	持続可能な森林経営の実施方向	5
④	政策課題への対応	7
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	7
①	山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他 山地災害防止タイプに関する事項	8
②	自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然 維持タイプに関する事項	8
③	森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他 森林空間利用タイプに関する事項	9
④	快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他 快適環境形成タイプに関する事項	9
⑤	水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源 涵養タイプに関する事項	9
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	10
①	低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	10
②	林業事業者の育成	10
③	民有林と連携した施業の推進	10
④	森林・林業技術者等の育成	10
⑤	林業の低コスト化等に向けた技術開発	10
⑥	その他	10
(4)	主要事業の実施に関する事項	11
①	伐採総量	11
②	更新総量	11
③	保育総量	11
④	林道の開設及び改良の総量	12
(5)	その他必要な事項	12
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	12
(1)	巡視に関する事項	12
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	12
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	12
(4)	その他必要な事項	13

3	林産物の供給に関する事項	1 3
	(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	1 3
	(2) その他必要な事項	1 4
4	国有林野の活用に関する事項	1 4
	(1) 国有林野の活用の推進方針	1 4
	(2) 国有林野の活用の具体的手法	1 4
	(3) その他必要な事項	1 5
5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び 保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	1 5
	(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	1 5
	(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 私有林野の整備及び保全に関する事項	1 5
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	1 5
	(1) 国民参加の森林に関する事項	1 5
	(2) 分収林に関する事項	1 5
	(3) その他必要な事項	1 5
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1 6
	(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	1 6
	(2) 地域の振興に関する事項	1 6
	(3) その他必要な事項	1 6

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術・資源を活用して森林・林業再生へ貢献することを基本方針とする。

なお、当該森林計画区における概要等は以下のとおり。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、球磨川森林計画区を管轄区域とする国有林野 37,063ha(不要存置林野1haを含む。)であり、熊本県の南部に位置し、八代市、人吉市、水俣市、八代郡、葦北郡及び球磨郡の3市7町5村に所在しており、球磨川の源流部から河口部までの区域である。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が23,281ha(育成単層林22,264ha、育成複層林1,017ha)、天然生林が12,621haとなっており、主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹ではシイ類、カシ類などとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林20,653ha、針広混交林4,408ha、広葉樹林10,841haとなっている。

また、本計画区は、水源かん養保安林が全体の89%に達し、下流域の水瓶として重要な役割を担っているほか、渓谷豊かな森林景観、照葉樹の森など豊富な観光資源に恵まれていることから登山などの森林レクリエーション・保健休養の場として多くの人に利用されている。さらに、従来よりスギ・ヒノキの人工造林が盛んで、豊かな森林資源を利用した木材加工業等が高度に発達し、地域の重要な産業となっている。なお、本計画区の森林は、熊本県とともに平成19年3月に「緑の循環」認証会議(SGEC)より、認証森林として認証されている。

このため、本計画では、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進に重点を置くこととする。また、近年、特に国有林に対する期待が大きくなっている地球温暖化の防止、生物多様性の保全等にも対応した管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 氷川地区(1001～1025林班)

八代市北部及び中央部に位置し、八代市と球磨郡の境をなす国見岳(1,030m)と六本杉山(1,148m)を含む稜線沿いの北側斜面を中心とする標高500m～1,150mの地区及び氷川流域を形成する大行寺山(957m)、白山(1,072m)、矢山岳(869m)等の山頂付近の地区である。

大部分がスギ、ヒノキを主体とする人工林であるが、溪流沿いは天然広葉樹林もあり、全域が水源かん養保安林の指定を受け、水源かん養機能の発揮が期待されていることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、釈迦院に至る道路沿線は釈迦院スギの植物群落保護林に指定されているとともに、矢山岳周辺は自然景観の維持等が期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

イ 坂本地区（1026～1047林班）

八代市南東部の稜線沿いの標高530m～1,050mの細く連なる地区であり、球磨川中流を取り囲むように位置している。

全域が水源かん養保安林の指定を受け、水源かん養機能や山地災害防止機能を発揮することが期待されていることから「水源涵養タイプ」及び「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

ウ 八代地区（1048～1054、1056～1058、1060～1064林班）

八代平野の東部及び南部に位置し、八代市西部、八代郡氷川町及び葦北郡芦北町に点在する里山地区で、標高は30m～570mであり、スギ、ヒノキの人工林が多く、天然林はシイ類、カシ類等の常緑広葉樹が主体である。

八代市街地の展望が良く、史跡が存する区域、住宅や農耕地に隣接する区域があり、水源かん養保安林並びに土砂流出防備保安林に指定され、水源かん養機能や山地災害防止機能を発揮することが期待されていることから「水源涵養タイプ」及び「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、スギ、ヒノキ人工林が主体の一部の区域については、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

1054林班の一部は、居住環境を良好な状態に保全する機能の発揮が期待されることから「快適環境形成タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

エ 五家荘地区（1101～1146林班）

球磨川支流川辺川の最上流部で、八代市東部に位置し、国見岳(1,739m)を中心とする九州中央山地の西側斜面を占める地区である。標高は最低でも700mあり、大部分は1,200m以上である。

モミ、ツガ等の針葉樹やブナ、ミズメ、シオジ等の落葉広葉樹が混生している天然林が多く、九州中央山地森林生物遺伝資源保存林が設定されているとともに、九州中央山地国定公園の要所として自然景観の維持、自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、その周辺部は全域が水源かん養保安林に指定され、水源かん養機能や山地災害防止機能を発揮することが期待されていることから「水源涵養タイプ」及び「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

オ 水俣地区（1402～1411、1413、1414、1416～1431、
1433～1463、1466～1471林班）

水俣市、葦北郡芦北町、津奈木町及び球磨郡球磨村に位置し、大関山(901m)を主峰とする地区であり、火山性土壌の緩傾斜地が多く、スギ、ヒノキの人工林率が80%を越え、林道密度も高い。

大部分が重要な水源地になっており、また、一部は急傾斜地であり、水源かん養保安林並びに土砂流出防備保安林に指定され、水源かん養機能や山地災害防止機能を発揮することが期待されていることから「水源涵養タイプ」及び「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、八代海に面した西ノ浦区域は、クス、シイ類を主体とする常緑広葉樹林で、芦北海岸県立自然公園に指定されており、保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林空間利用タイプ」及び「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

さらに、スギ、ヒノキ人工林が主体の一部の区域については、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

カ 人吉南部地区（1～24、30、32、34～40、42～45、48～57、59、60、63、65～82、100、3029、3030、3044～3048林班）

人吉市、球磨郡錦町、あさぎり町及び球磨村に位置し、宮ノ尾山(877m)から矢岳山(739m)、大平山(1,120m)、宮崎県並びに鹿児島県境に至る山岳地帯の北側斜面を占める地区であり、スギ、ヒノキの人工林が多い。

比較的緩傾斜地で人工林の生育が良好な区域については、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

また、球磨川支流及び川内川支流の最上流部で水源林としての期待が高い区域や急傾斜地等は、水源かん養保安林並びに土砂流出防備保安林に指定され、水源かん養機能や山地災害防止機能を発揮することが期待されていることから「水源涵養タイプ」及び「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

さらに、国道221号沿線の一部区域は、自然探勝等森林レクリエーションや森林教室等の場になっていることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

キ 人吉北部地区（83～94、97、98林班）

球磨郡山江村及び球磨村に位置し、白岩山(1,001m)、仰鳥帽子山(1,301m)、三ツ尾(650m)の山岳を中心に点在する地区である。

下流域の水源として水源かん養保安林の指定を受けている区域や下流部に市街地が存在する区域は、水源かん養機能や山地災害防止機能を発揮することが期待されていることから「水源涵養タイプ」及び「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

ク 多良木地区（2001～2026、2085、3049、3050、3014、3015林班）

球磨郡多良木町、湯前町、水上村及びあさぎり町に位置し、陀来水岳(1,204m)、牧良山(990m)、白髪岳(1,416m)、花立山(1,105m)が東西にあり、主に北斜面の地区である。

白髪岳周辺の山頂一帯は、自然環境保全地域特別地区、鳥獣保護区特別保護地区に指定され、また、植物群落保護林に設定されており、モミ、ツガ、ブナ等の天然林が主体で優れた自然景観を有している区域は、自然環境の保全・形成及び保健文化機能の発揮期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、牧良山及び花立山周辺は、下流部に住宅、農耕地等が存在し、土砂流出防備保安林並びに水源かん養保安林に指定され、山地災害防止機能や水源かん養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

さらに、一部の比較的緩傾斜地で人工林の生育が良好な区域については、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

ケ 水上地区(2028～2039林班)

球磨郡水上村に位置し、市房山(1,720m)、銚子笠(1,488m)、山犬切(1,561m)が連なり九州中央山地国定公園を含む地区であり、モミ、ツガ、ブナ、ミズメ等の温帯林が主体である。

市房山には登山者が多く保健文化的利用が期待されるとともに、ゴイシツバメシジミが生息する特定動物生息地保護林に指定され、一方、山犬切は球磨川の源流で自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、急傾斜地等については、土砂流出防備保安林並びに水源かん養保安林に指定され、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

さらに、中腹から下流にかけてのスギ、ヒノキ人工林が主体の一部の区域については、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

コ 五木地区(2040～2043、2046～2048、2054～2076、
2078～2084林班)

球磨郡多良木町、相良村及び五木村に位置し、球磨川と支流川辺川の上流部にあり、標高は800m～1,100mの分散した地区である。

スギ、ヒノキ人工林が主体で、水源かん養保安林並びに土砂流出防備保安林に指定されており急傾斜地も多く、水源かん養機能や山地災害防止機能を発揮することが期待されていることから「水源涵養タイプ」及び「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、一部の比較的緩傾斜地のスギ、ヒノキ人工林が主体の一部の区域については、生育も良好なことから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、熊本南部森林管理署で管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は 37,062 haで九州森林管理局管内国有林総面積の 7%を占めている。

蓄積は 9,355千m³で九州森林管理局総蓄積の 7%を占めている。また、人工林面積は 22,119 haで人工林率は62%となっている。

森林の種類は、普通林が 3,161haで 9%を占めており、制限林が 33,901haで91%となっている。なお、制限林の99%が保安林であり、その内水源かん養保安林が98%を占めている。

球磨川森林計画区内の森林資源状況

(単位：ha、m³)

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	22,119	13,783	1,160	37,062
蓄 積	6,720,239	2,633,683	839	9,354,761

主要施策に係る前計画における計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積に関して、地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画したが、分収林の契約延長等により計画量を下回る結果となるとともに、これに連動して造林面積も計画量を下回った。一方、間伐については地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため積極的に実行したが、計画量を下回る結果となった。

林道等の開設又は拡張に関して、林道の開設については優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行した。林道の改良については、台風や集中豪雨による被災箇所のうち緊急性の高い箇所を実行した。

主要施策に係る計画量と実行量

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	1,148,700 m ³	709,238 m ³
主伐	152,500 m ³	76,769 m ³
間伐	996,200 m ³	632,469 m ³
造林面積	533 ha	215 ha
人工造林	322 ha	190 ha
天然更新	211 ha	25 ha
林道等の開設又は拡張	開設：63.5km 拡張：90箇所	開設：22.7km 拡張：14 箇所

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

<p>I 生物多 様性の保全</p>	<p>地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じた適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。</p>
<p>II 森林生態系の生産力の維持</p>	<p>森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。</p>
<p>III 森林生態系の健全性と活力の維持</p>	<p>外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。</p>
<p>IV 土壌及び水資源の保全と維持</p>	<p>降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。</p>
<p>V 地球の炭素循環への森林の寄与の維持</p>	<p>地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。</p>
<p>VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進</p>	<p>国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。</p>
<p>VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組</p>	<p>I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。</p>

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源かん養等の公益的機能の維持増進、森林・林業再生に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

とりわけ、森林・林業の再生に向けた取組としては、林業事業者等への計画的な事業の発注による安定的・計画的な木材の供給、准フォレスターの活用による民有林行政支援、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定等に取り組んでいるところである。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表の通り。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象災害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営にあたっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ		
		うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面 積	9,774	9,774	-

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原始的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	
		うち、保護林
面 積	3,292	2,926

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
		面 積

④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行うこととする。

快適環境形成タイプの面積

(単位：ha)

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	9

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源かん養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行うこととする。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水源涵養タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	28,876

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、球磨川流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組むこととする。

また、このことを通じて、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

林業事業体等と連携し、低コストで効率的な施業を展開するとともに、これに関する研修会の開催等を通じ、民有林に対する低コストで効率的な施業の普及に努める。

② 林業事業体の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業体への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業体の育成に努める。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、システム販売の推進及び木質バイオマス資源の活用に向けた木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施等に努める。

森林共同施業団地の概要

箇所数	面積(ha)	
	国有林	民有林
2	3,541	3,618

④ 森林・林業技術者等の育成

事業の発注や研修フィールドの提供等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

産官学連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努める。

⑥ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進（国指定天然記念物ゴイシツバメシジミ保護に係る取組み及び関係機関と連携した鳥獣被害対策の実施等）、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組むこととする。林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じた計画的に整備することとする。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成・整備を図ることとする。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	232,000	753,000 (6,989)	985,000
前 計 画	152,500	996,200 (10,700)	1,148,700

注：() は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	513	141	654
前 計 画	322	211	533

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本 計 画	2,604	3,611	2,520	-	36
前 計 画	1,038	185	536	11	70

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数 量	21	38,600	63	9,800

(5) その他必要な事項
特になし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区には、九州中央山地国定公園、五木・五家荘、奥球磨、芦北海岸県立自然公園及び西之浦森林スポーツ林等があり、森林レクリエーションを目的とした森林への入林者が多く、このため、地元市町村等関係機関との連携を密にして標識類の整備、山火事防止の宣伝、啓発活動、森林火災訓練等に努めるとともに、森林保全巡視を強化し、山火事の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努めることとする。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努めることとする。

③ 水上地区には、国内希少野生動植物種のゴイシツバメシジミが生息していることから、その生息環境の維持・保全を図るための巡視を積極的に行うこととする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図るうえで重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

① 保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
森林生物遺伝資源保存林	1	2,235
林木遺伝資源保存林	3	66
植物群落保護林	4	579
特定動物生息地保護林	1	45
総 数	9	2,926

注 単位未満四捨五入の関係により総数と内訳は一致しない。

② 緑の回廊

名 称	延長 (km)	面 積 (ha)
該当なし		

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源かん養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努めることとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ニホンジカなどの野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や被害対策、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進することとする。

さらに、台風など自然の脅威にさらされている地域であることから、事業実行に当たっては水源のかん養、山地災害の防止、景観の保持等に十分に配慮することとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材を計画的・安定的に供給するため、輸入木材に対して競争力の持てる簡素で合理的な生産・流通・加工システムづくりを目指し、間伐材を中心に大規模需要先へ定時・定量・定価格で丸太を供給する安定供給システム販売に取り組むこととする。

さらに、民有林材・国有林材が一体となった簡素で合理的な流通体制の確立を目指し、国有林材の需要・販路の拡大に努めることとする。

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材販売により実施するとともに、これまで利用が低位であった木質バイオマス資源として利用可能な低質材等の安定供給にも努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

本計画区の東部及び南部に位置する五家荘地区、人吉南部地区及び人吉北部地区は、温泉、渓谷及び豊かな自然景観等豊富な観光資源に恵まれており、観光、ハイキング、登山及び溪流釣り等森林を利用したレクリエーション・保健休養の場として多くの人々に利用されている。また、人吉及び球磨地域は古くから林業の先進地として有名で、林業・林産業は産業としてのみならず地域にとって重要な位置づけとなっており、農林水産業の振興に資する国有林野の活用を積極的に推進することとする。さらに、日本三大急流として川下りで有名な球磨川の上流域は、地区住民の水がめとして重要な役割も果たしており、地区住民参加による水源林造成を推進することとする。

一方、八代地区及び水俣地区周辺は、道路、緑地公園及び送電線用地等の公用・公共用地としての活用要望も高く、これらの要請については森林施業との調整を図りつつ対応することとする。

レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積 (ha)
森林スポーツ林	1	49
総 数	1	49

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用にあたり、道路等の公用・公共用地等については貸付又は売払い等によることとする。また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用することとする。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、水源のかん養、自然環境の保全等の森林の持つ公益的機能との調和を図るとともに、土地利用に関する計画等との必要な調整を行った上で、積極的に推進することとする。

「レクリエーションの森」については、魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していくこととする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林に隣接・介在する私有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該私有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を私有林と一体的に行い、私有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用を努めることとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結にあたっては、私有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるとともに、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとする。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林の導入・定着を図ることとする。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図ることとする。

また、研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行うこととする。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源のかん養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努めることとする。また、その際には次の点に留意することとする。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項

認証森林として適切な管理経営を推進するとともに、持続可能な森林経営により、生物多様性の保全、国土の保全、地球温暖化の防止及び木材の安定供給等が図られるよう、民有林と一体となって森林認証・ラベリングについての情報の提供等、持続可能な森林経営の普及及び定着に向けた取組を推進することとする。

(案)

第4次国有林野施業実施計画書

(球磨川森林計画区)

計画期間

自 平成25年4月 1日

至 平成30年3月31日

九州森林管理局

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 伐採総量	3
	(5) 更新総量	5
	(6) 保育総量	5
3	林道の整備に関する事項	6
4	治山に関する事項	9
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	10
	(1) 保護林の名称及び区域	10
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	11
6	レクリエーションの森の名称及び区域	11
7	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	11
8	その他必要な事項	12
	(1) 施業指標林、試験地等	12
	(2) フィールドの提供	14
	(3) その他	14
	(4) 森林共同施業団地	14

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	1,860.49	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	5,434.23	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	9,424.33	同上	80～120
	アカマツ長伐期	196.60	同上	80
	ケヤキ長伐期	84.00	同上	150
	その他人工林	107.48	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	2,005.04	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	291.97	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	天然林長伐期	473.29	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	2,835.99	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
	しいたけ原木	456.73	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15
施業群設定外		—		
合計		23,170.15		

注 スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	132
スギ長伐期	271
ヒノキ長伐期	392
アカマツ長伐期	12
ケヤキ長伐期	2
その他人工林	8
保護樹帯	167
スギ・ヒノキ複層林	29
天然林長伐期	23
天然林広葉樹	405
しいたけ原木	152

(4) 伐採総量

(単位：m3、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	2,846	106,664 (1,240)	109,510				
自然維持タイプ	—	1,523 (17)	1,523				
森林空間利用タイプ	—	127 (1)	127				
快適環境形成タイプ	—	— (-)	—				
水源 涵養 タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	178,428	14,194	192,622			
	スギ長伐期	—	241,957	241,957			
	ヒノキ長伐期	—	350,169	350,169			
	スギ・ヒノキ複層林	26,366	389	26,755			
	保護樹帯	—	382	382			
	しいたけ原木	12,750	—	12,750			
	計	217,544	607,091 (5,731)	824,635			
合 計	220,390	715,405 (6,989)	935,795	49,205	985,000	—	985,000
年 平 均	44,078	143,081 (1,398)	187,159	9,841	197,000	—	197,000

() は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m3)

市町村名	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
八 代 市	32,254	130,950	163,204				
人 吉 市	85,481	159,447	244,928				
水 俣 市	15,432	37,294	52,726				
氷 川 町	4,331	-	4,331				
芦 北 町	30,377	43,087	73,464				
津 奈 木 町	-	-	-				
錦 町	1,702	11,200	12,902				
多 良 木 町	6,468	59,119	65,587				
湯 前 町	6,025	41,395	47,420				
水 上 村	9,957	20,098	30,055				
相 良 村	2,901	22,673	25,574				
五 木 村	2,906	91,047	93,953				
山 江 村	1,404	17,138	18,542				
球 磨 村	3,089	43,932	47,021				
あ さ ぎ り 町	18,063	38,025	56,088				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位 : ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
人 工 造 林	単層林 造 成	—	—	—	—	338.68	338.68
	複層林 造 成	20.10	—	—	—	153.92	174.02
	計	20.10	—	—	—	492.60	512.70
天 然 更 新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	8.76	8.76
	ぼう芽	—	—	—	—	132.68	132.68
	計	—	—	—	—	141.44	141.44
合 計		20.10	—	—	—	634.04	654.14

(6) 保育総量

(単位 : ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
保 育	下 刈	267.21	0.69	—	—	2,336.11	2,604.01
	つる切	341.11	7.50	0.29	—	3,261.96	3,610.86
	除 伐	221.38	6.00	—	—	2,292.16	2,519.54
	枝 打	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽整理	—	—	—	—	36.44	36.44
	計	829.70	14.19	0.29	—	7,926.67	8,770.85

3 林道の整備に関する事項

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
基幹	開設	小川内林道	55	1,600	
その他	開設	米田山1442林道	1441	1,800	
		中村2080林道	1021~2080	2,500	
		丸塚林道	81~3047	2,100	
		柳野林道	2040~2041	1,500	
		鍵掛2033林道	2033	1,100	
		松求麻1028林道	1028~1030	2,800	
		アクソー林道 2085支線	2085	1,000	
		牧良林道	2024	1,300	
		山川内1041林道	1040~1043	4,500	
		米田山1433林道	1430~1436	1,500	
		子別峠林道 1011支線	1010~1011	1,400	
		上山1421林道	1421~1420	2,300	
		大野林道	42	2,600	
		平ノ下林道	2059	1,400	
		辰之元林道	94	1,000	
折渡林道1021支線	1021	1,000			
辰之元林道92支線	92	1,600			

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
その他	開 設	平山林道 9 7 支線	97	1,500	
		高仁田 8 林道	7~22	2,600	
		松求麻 1 0 2 9 林道	1029	1,500	
基 幹	改 良	鹿目林道	16、17	500	舗 装
		段塔林道	66、72	200	舗 装
		白髪岳林道	3015	200	舗 装
		矢岳林道	32、49	600	舗 装
		上宮林道	1052、1053	300	舗 装
		大川林道 (久木野側)	1426~1429	400	舗 装
		川口樅木林道	1129~1134	500	舗 装
		白浜林道 (布計側)	1	200	舗 装
		大川林道	1420~1425	300	舗 装
		市木林道	1416、1417	500	舗 装
		子別峠林道	1008、1011	600	舗 装
		横谷林道	1016、1017	800	舗 装
		久米川内林道	2008	200	舗装外
		アクソー林道	2014~2016	400	舗装外
深水林道	1028~1030	200	舗装外		

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
基 幹	改 良	上岩林道	1034~1037	200	舗装外
		市ノ俣林道	1042~1044	400	舗装外
		大谷林道	56、57	100	舗 装
その他	改 良	油谷林道	1048	300	舗 装
		鉄山林道丸塚支線	3045、3046	400	舗 装
		村東林道	1411	200	舗 装
		梶原林道59支線	57、59	1,200	舗装外
		宇那川林道	83~86	200	舗装外
		樅木林道1118支線	1116~1118	200	舗 装
		菖蒲谷林道	1003、1004	100	改 良
		折渡林道1026支線	1026	400	舗 装
		松生林道	1445、1448	200	舗装外
計	開 設			38,600	21路線
	改 良			9,800	63箇所

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量 (箇所数又は面積)
2、19、20、65～67、73、74、76～78、80、82～86、91、 1019、1020、1022、1023、1026、1028、1030、1033、 1035、1037、1039、1044、1049、1060、1064、1108、 1111～1114、1118、1119、1121～1123、1125、1131、 1138、1139、1146、1411、1413、1419、1421、1428、 1435、1443、1458、1462、1463、2008～2011、2014、 2016、2019、2029、2041、2057、2960～2062、2074、 3014、3015、3045	保 全 施 設	溪間工	107箇所
16、18、20、45、49、60、68、74、76～78、80、82、83、85 ～87、90～94、1003、1004、1008、1009、1012、1014、 1016、1021～1023、1025、1027、1033、1035～1040、 1042、1044、1046、1049、1106～1109、1111～1113、 1118、1121～1123、1138～1141、1419、1421、1455、 1458、2002、2008、2009、2011、2013～2018、2021、 2022、2036、2038、2057、2060、3014、3015、3049	保 全 施 設	山腹工	252箇所
1、4、9、10、12～15、20、22、30、35～37、43～45、49、 50、52、54、55、57、60、63、65、70、71、73、75、77、79、 82～84、88、91、93、94、1001、1002～1004、1005、 1007～1020、1022～1027、1029～1035、1037～ 1046、1052～1054、1056～1058、1060～1064、1102、 1103、1106、1126、1130、1134、1405、1406、1408～ 1411、1413、1416～1419、1422、1425～1431、1433～ 1435、1437、1438、1440～1444、1446～1448、1450、 1451、1453～1463、1466、1468、1470、2004、2008、 2010、2012、2017、2020、2025、2038、2039、2040～ 2042、2046～2048、2054～2059、2061、2062、2065、 2066、2068、2069、2074、2078、2079、2082～2085、 3014、3015、3030、3044～3046、3049	保 安 林 整 備	本数調整伐	2, 651ha
計	保 安 林 整 備		2, 651ha
	保 全 施 設		359箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	新設・既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
森林生物遺伝資源保存林	九州中央山地	既設	2,234.94	1101り、1102ぬ、1105い、ろ 1106い、1110い、ろ、は、 1111い、い ₁ 、ろ、1112い、 1113い、1114い、ろ、 1115い、ろ、ろ ₁ 、ろ ₂ 、 1116い、ろ、は、に、ほ、 1117い、い ₁ 、ろ、ろ ₁ 、 1118ほ、1119へ、と、 1120い、ろ、る、 1121い、ろ、は、に、ほ、ら、 1122い、1123い、1124い、 1125へ、と、ち、り、イ、 1126い、1127い、ろ、 1130い、1131い、1132い、 1133い、に、1134い、 1135い、ろ、は、に、 1136い、ろ、1137い、ろ、 1138ぬ、る、1139い、 1141と、1142ぬ、 1143ち、ち ₁ 、ち ₂ 、1144ぬ、 2031と、2032わ、2034い	当地域には大平洋型ブナ林がある程度まとまりをもって分布するとともに、一部に湿性タイプのブナ林が見られ、また、希少な野生生物が生息・生育している等の優良で特異な自然が残っている。これらの生物遺伝資源を自然生態系内に広範に保存するため設定した。
林木遺伝資源保存林	大河平	既設	8.49	30い	暖帯性上位、下位移行植生の代表的林分であり、モミ、ウラジロガシ、ミズメ、タブノキ、イスノキ、ツブラジイの遺伝資源の保存
	久木野	既設	26.71	1420ろ	アカガシ、ウラジロガシ、ツブラジイ、イチイガシ、タブノキの遺伝資源の保存
	市房	既設	31.20	2029と	ツガ、ヒメコマツ、サワグルミ、ケヤキ等の遺伝資源の保存
植物群落保護林	釈迦院	既設	8.61	1001に、ほ、へ、へ ₁ 、と、 1002ろ、に、ほ、ち、り	釈迦院スギの保存と植物学的考証
	白髪岳	既設	379.16	2001ほ ₃ 、 2002に ₁ 、ほ、へ ₁ 、と ₁ 、ち ₆ 、 3014ち、り、ぬ、 3015あ、さ、 3049た、れ、 3050か、か ₁ 、よ	モミ、ツガ、広葉樹の高齢級天然林の保存と植物学考証

種類	名称	新設 既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
植物群落 保護林	市房	既設	55.80	2029か、 2030ろ	市房山山頂周辺の原生林の 保護と植物学的考証
	崩川内	既設	135.90	2035い、ろ	モミ、ツガ、広葉樹の保存 と植物学的考証
特定動物 生息地 保護林	市房	既設	45.27	2029ほ、へ、と1、ち、ら	指定国内希少野生動植物種 ゴイシツバメシジミの生息 地の保護

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名称	新設 既設	延長 (km)	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
該当なし					

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	新設 既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	施業 方法	既存施設 の概要	施設 整備	備考	
森林ス ポーツ 林	西之 浦	既設	48.68	1402ろ2	水俣市に近くクス、ヤブツバキ、シイ類を主体とする広葉樹天然林で不知火海に面し四季折々の自然美が特色である	育成単層林へ導くための施業	グリーンスポーツ場 水俣市長	無		
				-----		1402ろ5				育成複層林へ導くための施業
				-----		1402い、い1、ろ、ろ1、ろ3、ろ4、ろ6、は				天然生林へ導くための施業
				-----		1402イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト				林地以外の土地

7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名称	区域 (林小班)	面積 (ha)	森林施業 の種類	林道の 開設等	設定年及び 有効期間	備考
該当なし	民					
	国					

8 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設 定 年 度	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	備 考
試 験 地	ヒノキ挿し木クローンの実証林	H14	0.61	321ほ ₂	ヒノキ
	スギ下刈省力化品種選抜1号	H17	0.43	39り ₅	スギ
	茂道松の現地適応試験	H7	0.29	1402ろ ₂	茂道松
	有用広葉樹(ハゼノキ)の試験検定林	H11	0.70	1408ち ₁	ハゼノキ
	広葉樹試験地	H8	0.32	1434り ₃	ケヤ、タブノキ
	丸山収穫試験地	S6	1.02	1443ほ	ヒノキ
	端海野収穫試験地	S25	3.27	2078ろ	ヒノキ
次代検定林	スギ人吉署第1号	S50	1.30	6ぬ	スギ
	九熊本第111号	H2	1.00	8い ₅	ヒノキ
	九熊第160号	H22	0.36	45と	スギ
	九熊第161号	H22	0.25	45と	ヒノキ
	九熊本第25号	S47	1.60	52わ	スギ
	九熊本第17号	S46	1.50	1012ら	スギ
	九熊本第148号	H16	0.37	1017ぬ ₂	スギ
	スギ八代署第1号	S51	1.50	1036う	スギ
	九熊本第121号	S63	1.38	1045か ₆	杉、ヒノキ、クヌギ
	マツ水俣署第3号	H2	0.63	1405へ	クロマツ、アカマツ
	マツ水俣署第3-1号	H3	0.73	1405へ ₁	クロマツ、アカマツ
	九熊本第118号	H4	0.30	1426わ ₆	ヒノキ
	スギ水俣署宇木折平2号	S45	8.30	1427と	スギ
	九熊本第82号	S57	1.50	1433こ	ヒノキ
	九熊本第157号	H20	0.63	1450は ₁	ヒノキ
	九熊本第32号	S48	1.38	1467ほ	ヒノキ

種 類	名 称	設 定 年 度	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	備 考
次代検定林	スギ多良木署第1号	S54	1.12	2018う、の	スギ
	九熊本第7号	S45	1.50	2021ほ	スギ
	九熊本第96号	S61	1.50	2057ね8	ヒノキ
	九熊本第139号	H10	0.58	2059し2	スギ
遺伝子保存林	八代署キシマアカマツ	S36	2.50	1021は1	アカマツ
	八代署ヒノキ	S39	1.20	1030ぬ	ヒノキ
	八代署ヒノキ	S41	2.25	1030ろ1	ヒノキ
	水俣署クロマツ	S42	2.00	1441と1	クロマツ
	多良木署スギ	S41	1.09	2004よ1	スギ
施業指標林	天然林施業指標林	S63	1.51	75り8	シラカシ
	間伐施業指標林	H2	2.93	1012む	ヒノキ
	天然林施業指標林	H元	4.44	1107い2、い3	広葉樹
	複層林施業指標林	S53	0.50	1422と1	スギ
	天然林施業指標林	S63	3.21	1456ぬ	シラカシ
	上層間伐指標林	S63	21.50	2040ぬ2	ヒノキ・スギ
	間伐施業指標林	S61	3.17	2055に	ヒノキ
	天然林施業指標林	S62	2.26	3015り	カシ類
展示林	品種別展示林	S44	2.00	1017り1	スギ
	大関ヒノキ	S50	0.22	1434る	ヒノキ
	品種別展示林	S43	2.20	2029に	スギ
森林施業モデル林	間国有林国土保全モデル林	H12	4.20	35と	ケヤキ

(2) フィールドの提供

対象地（林小班）	設定の目的	備考
該当なし		

(3) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位置（林小班）	面積(ha)	施業方法
56ろ、ほ、と、り、る、た、れ、れ、そ 59い、ろ	47.16	育成複層林へ導くための施業
56ち、1461い、ろ	14.85	天然生林へ導くための施業
計	62.01	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。

(4) 森林共同施業団地

名称	対象地（林小班）		面積(ha)	連携した施業の内容	備考
五木地域森林整備 推進協定	民	五木地域森林整備 推進協定書に よる	3,351	間伐の実施 間伐材の販売 路網の整備	
	国		2,953		
宇那川地域森林整備 推進協定	民	宇那川地域森林 整備推進協定書 による	267	間伐の実施 間伐材の販売 路網の整備	
	国		588		